

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山大学艇庫管理運営規則第11条の規定に基づき、和歌山大学艇庫及び艇（以下「艇庫等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 艇庫等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山大学学生規則第9条の規定により設立を承認された学生団体のうち、艇庫等を使用して課外活動を行うもの
- (2) その他学長が特に必要と認めたもの

(使用手続)

第3条 艇庫等の使用を希望する者は、使用責任者を定め、使用しようとする日の5日前（休日、夏季一斉休業、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）までに、施設一時使用許可願を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。また、艇庫等を長期間、定期的に継続して使用しようとする者は、所定の期日までに、所定の様式を学生支援課に提出し、その許可を得なければならない。

2 使用責任者は、艇庫等の使用許可内容を変更しようとするとき、又は使用を中止しようとするときは、速やかに学生支援課に申し出なければならない。

(使用許可の取消)

第4条 学長は、使用を許可した後であっても、次の各号に掲げる場合は、使用許可の取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用予定日時に本学の行事等を行う必要が生じた場合
- (2) 使用許可願に虚偽の事項が記載されている場合
- (3) 使用者が、この細則及び関係諸規則に違反した場合
- (4) 艇庫等の管理運営上支障が生じた場合

(使用期間及び時間)

第5条 艇庫等の使用期間は、常時艇庫等を使用して活動する課外活動団体にあつては、使用開始日からその日の属する年度の末日までとする。

2 前項に掲げる者以外の者にあつては、原則として1日を限度とする。ただし、特に学長の許可を受けた場合は、この限りでない。

3 艇庫等の使用時間は、艇庫にあつては、午前9時から午後9時まで、艇にあつては、午前9時から日没までとする。ただし、特に学長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(休業)

第6条 次の各号に掲げる日又は時間は、原則として艇庫等の使用を認めない。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 維持管理その他のため必要と認めた日又は時間
- (3) 和歌山市に気象警報（強風、波浪、高潮及び濃霧注意報を含む。）が発表されている間

艇庫等使用細則

- (4) 使用する艇が保険に加入していない間
(使用心得)

第7条 艇庫等の使用を許可された者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 艇庫等の設備、備品及び用具等は丁寧に取り扱い、常に整理、整頓及び清掃を行い清潔に保つこと。また、用途外に使用しないこと。
- (2) 施設、設備及び備品等を無断で改変しないこと。
- (3) 使用後又は外出時には、出入口及び窓の戸締り・施錠・火気・消灯等の点検を確実に実施し、盗難及び火災の防止に努めること。
- (4) 熱器具類（許可された電熱器を除く。）を持ち込まないこと。
- (5) 喫煙はしないこと。
- (6) アルコール類の持込及び飲酒はしないこと。
- (7) 地域住民・団体等の迷惑となるような行為はしないこと。
- (8) 各自が充分注意し、相互の危険防止に努めること。
- (9) 火災・盗難及びその他異常事態が発生したときは、直ちに臨機応変の措置をとるとともに、速やかに学生支援課に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 使用責任者は、この使用心得を使用者に徹底させること。
- (11) その他学生支援課の指示に従うこと。

2 学長又はその命を受けた者が艇庫等の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入り、是正措置を指示することがある。

3 団体等の解散その他の事由により使用目的が消滅した場合は、速やかに使用を中止し、学長に届け出なければならない。

(使用上の注意)

第8条 艇を使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用の前には整備点検し、異常の有無を確認すること。
- (2) 乗船定員を守り、救命用具を携帯し、救命胴衣を着用する等緊急避難のできる状態で乗船すること。
- (3) 帆走するときは、救助艇又は陸上との連絡が取れる範囲内で行動すること。
- (4) 使用する艇は、必ず保険に加入すること。
- (5) 乗船するときは、アルコールを摂取しないこと。
- (6) 一人で使用しないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 艇庫等の使用者は、故意又は過失によって施設、整備及び備品等を亡失又は破損したときは、本学の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1995号）

この改正細則は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2709号）

この改正細則は、令和6年4月1日から施行する。